

# 公的研究費の管理・監査 のガイドラインについて

令和4年1月  
学校法人の運営等に関する協議会



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

科学技術・学術政策局 研究環境課 競争的研究費調整室

# 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」概要

## ◆ 趣旨

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」は、平成19年2月に策定され、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示したものである。

## ◆ ガイドラインの大前提にあるのは、次のような考え方である。

競争的研究費には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、**競争的研究費等の管理は研究機関の責任において行うべきである**、というこれまでの原則を一層徹底することが適当である。

競争的研究費の管理を委ねられた機関の責任者は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、**不正を誘発する要因を除去し、抑止効果のあるような環境・体制の構築を図らなくてはならない**。

ガイドラインは、大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、**個々の研究機関の判断に委ねられている**。

各機関においては下記のような取組により、実効性のあるように推進していくことが望まれる。

- PDCAサイクルの徹底
- 情報発信を含めた透明性の確保・向上
- 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員の不正防止に向けた意識の向上と浸透

# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 （令和3年2月改正 文部科学大臣決定）

## 不正が発生する機関では・・・

- 1.不正防止のPDCAサイクルの形骸化** →PDCAサイクルが繋がらない、うまく回せていない。
- 2.組織全体への不正防止意識の不徹底** →組織全体で研究費不正防止の意識が低い、意識の共有が出来ていない。
- 3.内部牽制の脆弱性** →体制を含む事務チェックが機能していない、内部監査結果が不正防止対策に活用されていない。

◎研究費不正により**優秀な研究者を失う**ことは、国にとっても**大きな損失！**

◎我が国の科学技術・学術の発展のためには、**研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務！**

## 改正の内容 ～不正防止対策強化の3本柱～

### 目的

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するとともに、組織風土に合わせた防止策で**実効的かつ効率的な対策**を実現する。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。

### ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者の  
リーダーシップと役割の明確化～

- ✓ **最高管理責任者**による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ **監事**に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため**不正防止のPDCAサイクルを徹底**  
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

### 意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による  
全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ **統括管理責任者**が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた**啓発活動**（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、**コンプライアンス教育と併用・補完**し内部監査の結果など認識の共有を図る

### 不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える  
「機会」の根絶～

- ✓ **内部監査**の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ **監事・会計監査人・内部監査部門**の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、**研究者を支払いに関与させない支出方法の導入**等

令和3年度を「**不正防止対策強化年度**」と位置付け、各研究機関で**再点検**を行い体制整備を推進  
文部科学省では、改正ガイドラインに基づくモニタリング及び指導を強化

# (参考) 文部科学省ホームページ

公的研究費の不正使用の防止に向けた研究機関の取組を一層進める観点から、「公的研究費の管理・監査体制の再点検」、「コンプライアンス教育」、「不正使用が発覚した場合の対応」などに資するよう、以下の情報を文部科学省ホームページに掲載しております。

・【研究機関における不正使用事案について】※

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364866.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm)

・【公的研究費に係る不正事例】(研究機関におけるコンプライアンス教育用)※

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1368865.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1368865.htm)

・【履行状況調査等の調査結果】※

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1355852.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1355852.htm)

・【文部科学省に対する不正使用事案に係る指摘事項について】※

国会(参・決算委員会における警告決議等)や会計検査院等からの指摘事項

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364875.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364875.htm)

※文部科学省HP右上の検索欄にて

【 】内のタイトルを入力・検索すると簡単にアクセス可能です。



# 公的研究費の管理・監査体制の整備等に関する相談窓口

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

○競争的研究費調整室では、各機関のガイドラインに基づく体制整備等全般に関する相談を受け付けています。

各機関において、体制整備・関係規程の制定・見直しに関する検討等に際してご質問・ご相談がある場合は、お問い合わせください。

文部科学省 科学技術・学術政策局  
研究環境課 競争的研究費調整室

【直通電話】 03-6734-4014

【E-mail】 kenkyuhi@mext.go.jp

